

第三者評価結果

事業所名：あいみ一溝口保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は保育所保育指針をもとに、園の理念や特色・方針を盛り込んだ保育全体を俯瞰する基本的な計画として作成しています。子どもの心身の発達、家庭環境や地域的な環境も踏まえ、発達過程に応じて連続性や長期的な見通しを持たせた内容にしています。最終的な作成や見直しは、園長、副主任が行いますが、年度の終わりに1年の振り返りとして園長・副主任・各担任と新年度に向けてのカリキュラムを作成し、改めて新担任も含めた確認調整を行ったうえで職員会議で周知しています。全体的な計画は、クラスごとのICT機器のアプリに入力し、職員がいつでも確認ができるようにしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>日常的に保育環境の安全性に努め、子どもたちが快適に過ごせるように、保育室の室温や湿度、換気は季節やその日の状況により調節し、心身ともに健康的に過ごすことができるように留意しています。天窗は常に開放し、直接風が当たらないように園内換気に工夫をしています。また、園舎が車道に近いため、車の騒音が気にならないように二重窓にし、子どもたちが落ち着いて活動や午睡ができるように配慮しています。衛生面において特に乳児が口に入れて遊ぶおもちゃなどは、その都度洗浄しており、他のおもちゃや午睡時のコットも定期的に洗浄や消毒をしています。配慮が必要な子どもには、落ち着いて眠れるように午睡時にパーティションで仕切りをしています。トイレは、周囲から見えないように個別の仕切りを作り、壁面には、カラフルで子どもが好きな電車の絵などを貼り付け、トイレトレーニングにも興味を持って利用できるようにしています。園舎は、常に清潔を心がけ衛生面に留意しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園前の面談では、これまでの子どもの育ちや保護者の就労状況など、子どもの全体像の把握に加え、離乳食やアレルギーについて、栄養士、看護師も交えて行っています。内容は、個人ファイルに記録し、職員間共有とし、いつでも確認することができます。基本的な保育姿勢は、「子どもたちのために出来ることは何でも支える」としており、「一人ひとりの発達過程や家庭環境に応じた生活リズムを意識し、安定した生活の連続性を保ちながら子どもを受容する保育を行う」としています。職員研修では「発達年齢やその特性」「子どもの人権」などについて学び、園内研修では、否定的な言葉を使わない週を設け、否定の言葉に替わる言葉の研修を行い、日々の保育実践につなげるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>発達や年齢に応じた基本的な生活習慣が学べるように、連続性を持たせ、無理なく自然に身につくように援助をしています。特に1、2歳児は月齢により発達状態が異なるため、離乳食やトイレトレーニングには保護者と密に連携を取りながら進めています。トイレには、分かりやすく絵カードで可視化したり、子どもの好きな電車や花なども貼り付け、明るく、清潔な中で子どもの自発的な行動を尊重しながら行っています。毎日の活動の中で静と動のバランスを図り、晴れている日は戸外遊びで十分活動し、午睡ではしっかり休み、午後の活動には、子どもの様子を見ながら主体的に遊べるプログラムを取り入れています。保護者の就労時間により、1日の生活のバランスを無理なく過ごせるように午睡の時間調整や食事提供などにも配慮し、子どもが安心して1日を過ごせるように努めています。看護師が年間の保健計画を作成し、年齢ごとに必要な生活習慣が身につくようにしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では、発達年齢に応じて子どもが自発的、意欲的に活動できるように、集中して遊べるコーナーや友達や集団で遊べるコーナーにおもちゃを取り揃え、遊びの世界が広がる環境づくりに努めています。子どもたちが様々な遊びから創造力を引き出せるように廃材やハサミ・クレヨン・色鉛筆など、制作道具を整えています。4、5歳児には、それぞれに「道具セット」を用意し、いつでも自由に取り出し、使うことができます。乳児から幼児まで外部講師による英語レッスンやリトミック教室を毎週行っており、英語レッスンでは、クラス内だけでなく、散歩や行事などに講師も参加し、自然に子どもたちが英語に慣れる機会も設けています。リトミック教室では、子どもたちの感性や表現力を育むと同時に楽しみながら体幹を鍛えることもできる活動としています。基本的に毎日公園に出かけ、身近な自然に触れ合う機会から子どもたちの創造力、想像力を育てています。散歩でのルールや遠足で利用する公共機関のルールなど、社会的ルールの習得にも取り組んでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p></p>
<p><コメント> 0歳児の保育は行っていないため、非該当です。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳未満児の保育は、特に安全対策、衛生対策に留意し、一人ひとりの子どもの状態を観察しながら自発的な活動ができるよう取り組んでいます。自我の育ちを支えながら思う存分探索活動ができるように子どもの目線に合わせた環境を整え、友達との関わり方や基本的な生活習慣が身に付けられるように配慮しています。友だちとのケンカには、保育士が仲立ちをしながら相手の気持ちを代弁し、お互いの気持ちを受入れ・受けとめることの大切さを分かりやすく伝えています。玩具類は人数に応じた数量を用意し、職員手作りのパーティションで仕切ったり、床マットを敷くなど、一人ひとりが落ち着いて探索や遊びこめる保育環境にしています。園では、この年齢から英語やリトミックも始めており、見よう見まねで子どもたちは自然に受入れています。この年齢期は特に保護者との連携を密に行い、送迎時や日々の連絡帳で情報を交換し、写真や動画で子どもの様子も配信しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳以上児の保育活動は、子どもたちが主体的に遊びや活動の内容を取り決めていきます。3歳児は、何をするか自由に自分で決めて道具を使い、好きな遊びに取り組むことができます。4、5歳児は、合同クラスとして保育活動を行いますが、パーティションで区切り、コーナーごとにブロック遊びや制作、机上遊びなど、それぞれが自由に活動することができます。4、5歳児は、子ども主体で検討する「子ども会議」を開催し、発表会や祭りのテーマを決めています。この会議は、子どもたちが意見を述べ合い、みなで考え、友だちとの協同作業から達成感を得る一連の制作活動としており、一人ひとりの心身の発達をねらいとする取組です。3歳児も4、5歳児と一緒に活動することで興味や遊びが深まり、遊びから互いの成長を育む環境ができています。秋には子どもたちの社会性を育む取組として高齢者施設での歌の発表や手遊びを教わる機会も設けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園舎は、1階だけの回廊式バリアフリーの保育室です。配慮が必要な子どもの保育は、毎月、担任・療育センター・看護師・発達支援コーディネーターなどと連携してクラス指導計画に関連付けた障害児記録を作成し、保育支援は関係者共有で取り組んでいます。園長は発達支援コーディネーターの資格を有しており、全面的に保育援助を行っています。また、加配制度も導入しており、1対1で子どもの日常のサポートを支えています。パーソナルスペースを用意し、その日の活動が分かるように「絵カード・デイリースケジュール」をボードで示しています。基本的にクラスと同じ活動を行いますが、その子が集中して取り組めることを見極め、個別に支援しています。職員は、発達支援児の特徴などについて園内研修で学び、正しい理解のもとで保育支援ができるように園長中心に進めています。園は障害のある子どもの受入れ体制があることや保育理念にインクルーシブ保育の考えを保護者に周知しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの年齢や発達に応じて午睡時間の長さや午睡の時間帯、給食の提供時間を調整しています。子どものその日の様子により、子どもが好みに選択する活動を取り入れています。17時以降の延長保育には、安全性に十分留意し、乳児・幼児合同でゆったりとして過ごせるように配慮しています。保護者の希望により、おやつや補食も1日の流れを考慮して提供をしています。一人ひとりの1日の生活リズムを念頭に子どもたちが安心・安全に過ごせるように24時間の見通しを立てたサポートに努めています。担任からの引継ぎは、口頭で伝え、情報の漏れがないように書面で確認する仕組みを徹底しています。保護者にドキュメンテーションで長い1日の子どもの様子を伝え、信頼関係を深めています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 年間指導計画、月案などに就学に向けた活動として連続性を意識した計画を作成し、取り組んでいます。日常的に目にする数、量、形、時計や文字の興味を引き出し、時間の配分や字を書く・読む・意味を知るなど、幅広く学べる取組を行っています。保育所保育指針をもとに5歳児としての自覚を持ち、自信をもって就学できるように段階を踏んで学んでいます。高津区主体の「架け橋プログラム」では、保育園から小学校にスムーズに就学できるように子どもたちの交流を実施する予定です。幼保小連携推進事業の担当者や園長・校長連絡会で得た情報は、懇談会などで保護者や子どもたちに伝えています。また、区発行の「もうすぐ1年生」の冊子も配布しています。保育所児童保育要録の作成は、園長責任のもとに担任が作成しています。今後は、子どもや保護者が期待をもって就学できる取組を増やすことが期待されます。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 「川崎市保育園健康管理マニュアル」をもとに看護師が、総体的に子どもの健康・安全管理を行っています。一人ひとりの子どもの健康状態、及び全園児の健康状況を日々把握し、終礼や職員会議で共有しています。看護師は、法人策定の「看護師の業務」を遂行し、けがや体調の管理、衛生管理、感染症対策など危機管理なども含め、年間の「保健指導計画書」を作成し、子ども、保護者や保育者に「健康であること」の意味や予防、対策などについて学ぶ機会を設けています。保育中の怪我や体調不良に関しては、「入園のしおり」に詳細を記載し、その後の経過は保護者と情報共有をしながら日々の子どもの言動に留意しています。既往症や予防接種の状況は、保護者と連携を取りながら共有し、個人ファイルに記録しています。毎月、「ほけんだより」で健康管理に必要な情報を配信しています。SIDSに関する注意喚起は、保育士だけでなく保護者にも説明していますが、「入園のしおり」などにSIDSに関する園の対応や家庭での注意喚起の記載も期待します。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」にもとづいて定期健康診断、定期歯科健診を行っています。結果は保護者に周知し、個人ファイル（健康診断記録表、歯科健診記録表）に記録しています。職員はいつでも子どもの状態を確認することができます。また、結果により、特に治療が必要な場合は、看護師から個人的に保護者に口頭と園医・歯科医からの診断結果表とともに説明をしています。治療結果や経過については、保護者と情報を共有し、職員には終礼や職員会議で周知・共有しています。看護師による「歯磨き指導」「手洗い指導」「感染症予防」などについては、年齢に応じて分かりやすく説明をしています。また、職員の園内研修として「AEDの使用法」「嘔吐処理法」「感染症対策」などは演習形式の研修を行い、有事に備えて即時対応ができるように学んでいます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー児の対応は、「川崎市保育施設における食物アレルギー対応マニュアル」や法人策定の「アレルギー疾患マニュアル」をもとに全職員共通理解の下で組織的に行っています。入園時に食物アレルギーや慢性疾患などについて確認をしています。アレルギー体質の子どもには、看護師や栄養士による面談でアレルギー疾患について詳細を聞き取り、個人ファイルやアレルギー体質の個別のファイルに記録しています。食物アレルギーの対応は、基本的に対象となる食材は除去食とし、事前に医師の指示による「意見書、除去申請書」などの提出を依頼します。食事時は、食器の色分けや配膳時のダブルチェックを行うなど、細心の注意を図り、提供しています。「入園のしおり」にアレルギーや慢性疾患について記載しています。職員は毎年、アレルギーの基礎知識やエピペン、AEDの使い方を学び、有事における緊急対応に備えています。また、保護者と緊急時の対応についても協議しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画の中に食育の推進として、栄養士を中心に年間の「食育計画と食育指導案」を作成し、発達年齢ごとに食に対する興味や食べる力を育む食育活動を行っています。赤・黄・緑の3食配分の列車を使って体に必要な三大栄養素の話や夏野菜を栽培・収穫・調理・味わうの一連の流れから植物の生長や命の大切さも学び、おはぎ作りや味噌造りなどにも挑戦しています。それぞれの年齢に応じて野菜に触れたり、収穫するなど全園児の協働作業で食育を楽しんでいます。食育の様子は、実施後にドキュメンテーションで配信しています。食器は、安全面に配慮し、軽くて割れない物を使用しています。離乳食やアレルギー児対応の保護者とは、連携を密に行い、家庭と園での取組を共有しています。園の食に関する取組や子どもの食生活については、毎月お知らせする「給食だより」、日々の給食・おやつサンプルを玄関先に展示し、連絡帳アプリでも配信しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 栄養士は、発達年齢に必要なカロリー計算を行い、調理師と共に離乳食・乳幼児食やおやつ献立を作成しています。子どもたちがいろいろな献立料理に挑戦し、興味を持ちながらバランスよく食べることができるよう日々工夫をしています。毎日、子どもたちの食事状況や残食量を把握し、好き嫌いや食事の配分に工夫をしています。偏食の子どもには、決して無理強いすることなく、段階を踏んで少しずつ食べられるように援助しています。個人差や食欲に応じて量の増減に配慮し、どの子どもも基本的に完食の喜びが味わえるようにしています。食材は国産のものを優先的に使用し、安全・新鮮で旬のものを厳選し、子ども向けの味付けや見た目・形に工夫をしています。また、地域の食文化として沖縄の炊き込みご飯ジュシー、山形の芋煮や水戸の納豆料理など、毎月、1県のご当地料理を提供したり、記念日食を提供したりしています。食品を扱う場所には、消毒や清掃を念入りに行い、衛生管理に努めています。保護者からは園の食に対する方針や取組について高く評価されています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 1、2歳児の保護者とは、一人ひとりの連絡帳アプリで園と家庭での様子を毎日共有しています。3歳以上児には、個々ではなく、クラス全体の活動の様子を毎日文章でお知らせし、適時、ドキュメンテーションやSNSで全保護者に向けて活動を配信し、個別の連絡は、必要に応じて行います。降園時にも保護者とのコミュニケーションを大切に、できる限り、子どもたちのその日のエピソードなどを話すように心がけています。園だより、ほけんだより、給食だより、献立表などを毎月配信し、行事、個人面談、保育参観などで園の方針や取組について説明しています。園は、できる限り保護者に寄り添える子育て支援に努め、保護者と共に子どもの成長を楽しみ、育てていきたいとしています。家庭の状況や保護者との交換内容は、面談記録表や児童票に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 日中の子どもの様子やちょっとしたエピソードもできる限り降園時に伝え、保護者と子どもがその日の共通の話題ができるように努めています。保護者の相談は、相談を受けた保育士から園長に伝え、園長からより専門的に助言できる栄養士、看護師、発達支援コーディネーターなどが対応をしています。また、必要に応じて専門性の高い関連機関などと、知識や技術の援用も行っています。基本的に個人面談は年に2回としていますが、保護者の就労状況に配慮し、随時対応しています。相談内容は記録し、関係職員の共有によるサポートを行っています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 「川崎市児童虐待ハンドブック」や「虐待防止マニュアル」を整備し、虐待の早期発見・早期対応、虐待の防止について明記しています。職員は虐待や子どもの権利侵害に関する基本的な理解や意識を高めるためにマニュアルをもとに年に2回の定期研修を受講し、不適切保育について職員自身のチェックリストや日々何気なく行う言動について話し合う機会を設けています。朝の視診や日頃の子どもの様子から虐待の兆候や子どもからのSOSを見逃さないように細心の注意を払いながら取り組んでいます。保護者から申告がある痣やけがなどは、必要に応じて写真に収め、子どもからも聞き取りを行っています。虐待の兆候が見られた場合は、マニュアルの手順に従って「園長から本部、職員共有、管轄の児童相談所や家庭支援センターへの通告」の仕組みを整えていますが、「重要事項説明書」や「入園のしおり」に明記がないため、今後は虐待の兆候がある場合の園の方針の明示が望まれます。児童相談所から通報や事実確認があった場合は、児童票に記録し、児童相談所と連携を取りながら取り組んでいます。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 年間、月、週日の各指導計画の評価・反省は、各クラスや職員会議で期間ごとに行い、保育実践の振り返りや見直しを行っています。各指導計画表には、活動の目標を明記し、養護・教育に関する各項目に内容・環境構成・配慮・子どもの姿など、項目ごとのねらいや反省・評価を行う計画シートにしています。毎年、職員自身の自己評価として保育者としての姿勢や心構えを確認しています。結果は園内に公表しますが、この職員の自己評価の分析から園自体の評価・課題を抽出し、改善策や具体的な取組を次年度に反映するPDCAサイクルを確立していません。今後は、職員の自己評価結果から園全体の自己評価を行い、事業報告・事業計画・中長期ビジョン・理念達成に向けた、建設的・継続的な仕組みの構築を期待します。</p>	